

# 院内感染発生時のマスコミ等への公表に関する指針

愛知県院内感染ネットワーク委員会

## 1 基本方針

提供する医療に対する国民の信頼性の向上に資するため、以下を目的として集団院内感染（以下「アウトブレイク」という）を社会に進んで公表する。

- (1) 医療の透明性を高め、社会に対する説明責任を適切に果たす。
- (2) 医学的に的確な情報を提供することにより同様のアウトブレイクの防止を図る。
- (3) アウトブレイクの被害者である患者及び家族並びに医療関係者の個人情報を保護する。

## 2 アウトブレイクを疑う基準

1 例目の発見から 4 週間以内に、同一病棟等において新規に同一菌種による感染症の発病症例が計 3 例以上特定された場合を基本とする。ただし、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌（VRSA）、多剤耐性緑膿菌（MDRP）、バンコマイシン耐性腸球菌（VRE）、多剤耐性アシネトバクター・バウマニ（MDRA）、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌（CRE）の 5 菌種は保菌者を含む。

## 3 アウトブレイク時の対応と保健所への届出

- (1) アウトブレイクに対する感染対策を実施した後、新たな感染症の発病症例を認めた場合は、速やかに地域のネットワーク（愛知県院内感染ネットワーク委員会など）に参加する医療機関等の専門家に調査や支援を依頼する。
- (2) 医療機関内での院内感染対策を講じた後、感染症の発病症例が多数にのぼる場合（目安として 10 名以上）または因果関係が否定できない死亡者が確認された場合には、管轄する保健所に速やかに報告する。また、このような場合に至らない時点においても、医療機関の判断の下、必要に応じて保健所に報告又は相談することが望ましい。

## 4 マスコミ等への公表の指針

以下に該当する場合について、施設の院内感染対策組織における検討結果を踏まえて、施設長が公表するか否かの最終判断を行う。公表の手段は各医療機関で決定する。

- (1) 医学的調査の結果、アウトブレイクの原因が院内感染によるものであることが明確であるもの
- (2) 1 名以上の患者が同種の感染症により死亡し、医学的調査の結果、その因果関係において院内感染との関連性が明確であるもの
- (3) 1 名以上の患者が同種の感染症により、永続的な後遺症が残り、医学的調査の結果、その因果関係において院内感染との関連性が明確であるもの
- (4) 本邦では稀な微生物（薬剤耐性菌、輸入感染症など）が 1 例以上検出された場合
- (5) その他、施設の院内感染対策組織の上申により施設長が必要と判断したもの

2012 年 3 月 作成

2018 年 12 月 見直し改訂